

## 桂川町農業委員会第6回総会議事録

- 1 開催日時 令和2年10月9日(金) 午後1時30分～午後2時14分
- 2 開催場所 桂川町役場 301会議室
- 3 出席委員 9名

正議長	藤春 郁夫	5		最適化推進委員	
副議長	原中輝司	6	高嶋征敏	11	藤川房信
1	山邊俊明	7	竹本貞男	12	平塚重義
2		8	芳中 悟	13	大塚清文
3	野上伸太郎	9	林 英明	14	小野山千秋
4	久保正澄	10			

- 4 欠席委員 3名

### 5 議事日程

#### 議事録署名委員の指名

- (1)議 案 第14号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (2)議 案 第15号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
- (3)議 案 第16号 遊休農地の判定について
- (4)そ の 他

### 6 農業委員会事務局職員

事務局長 大屋 智久  
係 長 藤木 秀臣  
書 記 原田 海世

## 7 会議の概要

事務局	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>只今より令和2年度第6回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください、礼。御着席ください。</p> <p>これより農業委員会会議規則第4条の規定により、藤春会長に執り行っていただきます。よろしくお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議長	<p>只今より令和2年度第6回桂川町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中9名出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。</p> <p>2番原中壽委員、5番神崎宏昭委員、10番古野泰治郎委員より欠席の通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。</p>
会場	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>それでは議事録署名委員を4番久保正澄委員、6番高嶋征敏委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の原田氏を指名いたします。</p> <p>議案第14号、農地法第5条の規定による許可申請について議案に供します。地区担当は古野委員となっておりますが、本日欠席のため、事務局が代読をお願いします。</p>
事務局	<p>古野委員からのご報告を代読させていただきます。</p> <p>今回の申請地につきましては、10月6日に農業委員会事務局の藤木係長及び原田書記の立会のもと、現地確認を行いました。申請者の〇〇氏が、車両置場として利用するため農地の転用許可申請が出されております。すでに地元の水利関係者、並びに隣接耕作者との協議も行われ、同意も得られておりますので、特に問題ないと判断いたしております。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。続いて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【議案書に基づき説明】</b></p>

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問ご意見等はいかがでしょうか。

この申請地はクロネコヤマトの横の所ですね。  
これは右側の所を埋め立てるんですか。

事務局 そうです。どちらもです。

議長 ヤマト運輸営業所の駐車場の横と道をはさんで左側です。  
何かありますか。特になければ採決いたします。議案第14号、農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 (挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第14号は原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第15号、桂川町農用地利用集積計画の決定についての議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 **【議案書に基づき説明】**  
今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項に規定する案件  
令和2年10月12日から令和12年10月11日 10年 賃貸借権  
通年 田 水稻 4, 378㎡ 5筆 貸手1 借手1

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見等はいかがでしょうか。

林委員 4, 378㎡は新規でしょう。それまでは自分で作ってたんですか。

事務局 すみません。ちょっと手持ちの資料ではわかりません。

芳中委員 私が作ってました。麦だけですね。

林委員 それで今回新しく〇〇さんの所ということですね。わかりました。

議長 それでは採決いたします。議案第15号、桂川町農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

全 委 員	(挙手)
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第15号は原案のとおり決定いたしました。          続いて議案第16号、遊休農地の判定について議案に供します。事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	【議案書に基づき説明】
議 長	<p>先月の委員会でも、できるだけ判定を厳しくしていこうという事で、外したこの2件もですね、一応B判定としておりましたが、機械をいければ元に戻るのではないかという事ですので、よろしくをお願いします。</p>
大塚推進委員	<p>係長が説明しました、〇〇と〇〇が青地農地でBからAという事ですが、40数年以上作られていなくて、ここの田んぼに入るまでの道がないんですよ。現実にはですね。要するに所有者も何も作らないからですね、Bで落としてくれという希望もあるんですよ。係長が真ん中とってましましたけど、山の下の方田んぼなんですよ。実際問題、耕作する機械が入らないんですよ。道がないからですね。だから落としてもらった方がよかったなと思うんですけど。</p>
議 長	<p>とりあえず今年はその形で、打ち合わせの時に事前審査をしましたので、来年にですね。</p>
大塚推進委員	<p>本人に話してたんですよ。本人というかご主人が亡くなられているので奥さんだけになっているんですよ。実際何もしていないし、煩わしいから悩ましいって言うんですよ。それならそれでまた話してきますけど。結局この農地が残っていたら農地の計画とかがくるじゃないですか。どうしていいかわからないとって、私の所に来るんですよ。何にも作っていないし、はっきりいってできないんですよ。入る道がないからですね。</p>
議 長	<p>寺家ノ浦の下の方でしょう。</p>
大塚推進委員	<p>丸善瓦の川を挟んで山の方です。高い所で。もうどうにもならないところですよ。周りも何も作ってないですよ。</p>
議 長	<p>どうしても今回はですね。</p>
大塚推進委員	<p>本人も年をとって心配しているんですけどね。わかりました。</p>

事務局 B判定をしたところですがけれども、実際の今後の流れとしましては、非農地という事で本人様に通知をお出しして、あとは登記をやりかえていただくという流れになります。

A判定の方につきましては、本人様に利用意向調査の通知をお出しします。今後この農地をどのような形でしていくのか。ご自分で作っていくとか、中間管理事業を使って誰かに預けたいとか、そういう調査を今後行っていくという流れになっておりますのでご報告しておきます。

高嶋委員 農地でなくなれば当然農業委員の方から荒れてても何も言えないじゃないですか。もし宅地が荒れていたら役場の方から注意がいくんですか。

議長 宅地には基本的にはできないと思うんですよ。家を建てるとかは、建設許可の時に農地だったら家が建てられないので

高嶋委員 以前あったじゃないですか。セイタカアワダチソウが全国に生えた時に、役場が行政執行で刈り取って、所有者に請求するという特別な時があったじゃないですか。農業委員会は、畑に生えていても注意を執行する事ができなかったですよね。あの時。でも役場が生えてますよとって入る分には執行できたんですよ。確か。

事務局 現時点では隣接の方が隣に草が生えて迷惑しているのでどうにかしてほしいというのは、保険環境課にそういう相談があるそうです。地権者の方に「苦情が入っておりますので、処置をお願いしたい」という流れでやっているようです。また、強制的に刈るという事まではやっていないそうです。注意を行政側から通知しているというところです。県外の方もいらっしゃるものですね。

高嶋委員 これから先、どんどん農地から外れていきたいという方も増えていくんですね、外れていくのはいいんだけど、その後の管理をどうするかというのを考えてもらわないとですね。以上です。

議長 中にはこういう通知を出すと、草刈りでもしようかといってされる所もありますね。農業委員会の方で農地パトロールをきちんとやっていくべきだなと思います。非常に悩ましい所はありますけどね。

それでは採決いたします。議案第16号、遊休農地の判定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全 委 員

(挙手)

全員賛成ですので、議案第16号は原案のとおり決定いたしました。  
つづきまして、その他事項を事務局よりお願いします。

その他事項

- ・現況証明願について

次回の農業委員会総会は11月10日（火）に開催します。  
以上をもちまして桂川町農業委員会第6回総会を閉会します。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議事録署名人

---

議事録署名人

---